

○厚生労働省告示第四百八十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第九中「アドレナリン製剤」を「アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤」に改める。